

中津川市地域防災計画「総則編」 新旧対照表 (R8.3 改訂案)

頁	旧	新	改正理由
2	<p>第1章 総則編</p> <p>第1節 計画の目的、性質</p> <p>1 略</p> <p>2 計画の性質</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) 計画の周知・運用</p> <p>この計画は、市その他防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、平素から研究、訓練を行う等してこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対しこの計画の周知徹底を図り、計画の効果的な運用ができるよう努めるものとする。また、計画の具体的実施にあたっては、市その他防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるよう努める。</p> <p>なお、同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化する事象の複合災害の発生可能性についても認識するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(5) 略</p> <p>第2節～第5節 略</p>	<p>第1章 総則編</p> <p>第1節 計画の目的、性質</p> <p>1 略</p> <p>2 計画の性質</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) 計画の周知・運用</p> <p>この計画は、市その他防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、平素から研究、訓練を行う等してこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対しこの計画の周知徹底を図り、計画の効果的な運用ができるよう努めるものとする。また、計画の具体的実施にあたっては、市その他防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるよう努める。</p> <p>なお、同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化する事象の複合災害の発生可能性についても認識するものとする。</p> <p><u>県、市は、複合災害（同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。さらに、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、住民に周知・啓発を図るものとする。</u></p> <p><u>県、市は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。</u></p> <p><u>県、市は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>第2節～第5節 略</p>	震災対策の見直し・県強制化計画に伴う修正

中津川市地域防災計画「共通予防対策編」 新旧対照表 (R8.3 改訂案)

頁	旧	新	改正理由
1	<p>第2章 共通予防対策編</p> <p>第1節 自発的な防災活動の促進</p> <p>第1項 防災思想・防災知識の普及</p> <p>前文略</p> <p>なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する<u>よう努める</u>。</p> <p>1 地域住民に対する普及 (1)～(8) 略 (9) 災害リスク (風水害・地震・土砂災害・天然ダム (河道閉塞) _____ 等) に 関する知識 (10)～(17) 略 2～3 略 4 災害伝承</p> <p>県、市、防災関係機関は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の_____ 持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>第2項～第3項 略</p> <p>第4項 防衛協働社会の形成推進 1～5 略</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 デジタル_____技術を活用した防災対策の推進</u></p> <p>県、市及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N S の活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p>第2節 基盤整備対策</p>	<p>第2章 共通予防対策編</p> <p>第1節 自発的な防災活動の促進</p> <p>第1項 防災思想・防災知識の普及</p> <p>前文略</p> <p>なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する<u>______ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>1 地域住民に対する普及 (1)～(8) 略 (9) 災害リスク (風水害・地震・土砂災害・天然ダム (河道閉塞)・<u>複合災害</u>等) に 関する知識 (10)～(17) 略 2～3 略 4 災害伝承</p> <p>県、市、防災関係機関は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>第2項～第3項 略</p> <p>第4項 防衛協働社会の形成推進 1～5 略</p> <p><u>6 消防人材・消防団員等の確保・育成</u></p> <p><u>県及び市は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、実践的な教育訓練体制の充実、若者・女性をはじめとして住民の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 デジタル等新技術を活用した防災対策の推進</u></p> <p>県、市及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N S の活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。</p> <p><u>また、限られた人員でも効率的に、激甚化・頻発化する災害に対応できるようにするために、災害時の情報収集、孤立地域対策、避難所の環境改善といった様々な場面においてデジタル等新技術の活用を推進するものとする。この際、ドローンや衛星通信を活用したインターネット機器や、高付加価値コンテナの活用による被災地支援など、災害対応上有効と認められるデジタル等新技術の活用場面や効果的な活用方法について、前向きかつ幅広に検討を進めるとともに、実災害時に適切に活用できるよう、平時から職員の操作能力の向上や新技術を保有する関係団体・民間事業者等との連携強化を図る。なお、デジタル技術の活用に際しては、高齢者や障がい者など、その恩恵を受けられない人を生まないよう、きめ細かな支援や取組みを一体で推進するものとする。</u></p> <p>9 略</p> <p>第2節 基盤整備対策</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正</p>
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			

中津川市地域防災計画「共通予防対策編」 新旧対照表 (R8.3 改訂案)

頁	旧	新	改正理由
1 3	<p>第1項 土砂災害防止対策 (砂防、治山、土地開発)</p> <p>荒廃した山地、渓流からの集中豪雨等による土石流、土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命や財産を守るために、土砂災害が発生した箇所や土砂災害の危険性が極めて高い箇所の対策をはじめ、要配慮者利用施設が立地する箇所及び避難所や避難路が立地する箇所での対策を重点的に実施する。</p> <p>後文略</p> <p>1 砂防対策</p> <p>ア 砂防事業の推進</p> <p>国及び県は、山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び渓床や渓岸の安定を図るために、<u>河川改修と一体になって整備を要する重要な水系に係る渓流、土砂災害警戒区域（土石流）、都市周辺地区、人家密集地区及び市街地の進展の著しい地区に係る渓流等を重点に</u>、砂防法（明治33年法律第29号）に基づき砂防指定地を指定し、一定行為の禁止や制限を行うとともに、市と協議の上、<u>砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備</u>を実施するものとする。</p> <p>砂防施設の整備にあたっては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂災害・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川の上流域において、遊砂地等の整備を検討する。</p> <p>イ 地すべり対策事業の推進</p> <p>国及び県は、地すべり崩壊による被害を除却、又は軽減するため、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域を指定し、一定行為の制限を行うとともに、当該地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、都市周辺地区、人家密集区域及び下流地域への影響の大きい地区を重点に、地すべりを助長又は誘発する原因、構造及び規模に応じ、市と協議の上、対策工事<u>_____</u>を実施するものとする。</p> <p>県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に住民の避難情報の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。</p> <p>ウ 急傾斜地崩壊対策事業の推進</p> <p>県は、急傾斜地（傾斜角30度以上、がけ高5m以上）の崩壊による被害を軽減するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域を指定し、一定行為の制限を行うとともに、県及び市は協議して必要な箇所について対策工事<u>_____</u>を実施するものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 治山対策</p> <p>ア 県施工事業</p> <p>ア 公共治山事業</p> <p>県は、民有林内の一定規模以上の渓流や山腹斜面を安定させるため、治山施設の新設や改良（嵩上げ・増厚・流木捕捉付加等）と間伐や植栽等の森林整備を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施する<u>ものとのとする</u>。</p> <p>後文略</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>7 亂開発の未然防止</p> <p>ア 災害の未然防止</p>	<p>第1項 土砂災害防止対策 (砂防、治山、土地開発)</p> <p>荒廃した山地、渓流からの集中豪雨等による土石流、土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命や財産を守るために、土砂災害の危険性が高い土地における要配慮者利用施設や避難所等を保全する</p> <p>対策を重点的に実施する。</p> <p>後文略</p> <p>1 砂防対策</p> <p>ア 砂防事業の推進</p> <p>国及び県は、山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び渓床や渓岸の安定を図るために、<u>砂防法（明治33年法律第29号）に基づき砂防指定地を指定し、一定行為の禁止や制限を行うとともに、市と協議の上、対策工事（砂防堰堤等）や砂防堰堤裏の土砂撤去を計画的に実施するものとする</u>。</p> <p>砂防施設の整備にあたっては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂災害・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川の上流域において、遊砂地等の整備を検討する。</p> <p>イ 地すべり対策事業の推進</p> <p>国及び県は、地すべり崩壊による被害を除却、又は軽減するため、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域を指定し、一定行為の制限を行うとともに、当該地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、都市周辺地区、人家密集区域及び下流地域への影響の大きい地区を重点に、地すべりを助長又は誘発する原因、構造及び規模に応じ、市と協議の上、対策工事（集水井工等）を実施するものとする。</p> <p>県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に住民の避難情報の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。</p> <p>ウ 急傾斜地崩壊対策事業の推進</p> <p>県は、急傾斜地（傾斜角30度以上、がけ高5m以上）の崩壊による被害を軽減するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域を指定し、一定行為の制限を行うとともに、県及び市は協議して必要な箇所について対策工事（擁壁工等）を実施するものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 治山対策</p> <p>ア 県施工事業</p> <p>ア 公共治山事業</p> <p>県は、民有林内の一定規模以上の渓流や山腹斜面を安定させるため、治山施設の新設や改良（嵩上げ・増厚・流木捕捉付加等）と間伐や植栽等の森林整備を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施する。<u>その上で、山地災害発生の危険度が高く、かつ、人家等の保全対象への影響が大きい地区を抽出し、治山対策を進める</u>。</p> <p>後文略</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>7 亂開発の未然防止</p> <p>ア 災害の未然防止</p>	<p>震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正</p> <p>震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正</p> <p>震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正</p> <p>震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正</p> <p>震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正</p> <p>震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正</p> <p>震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正</p> <p>震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正</p>
1 6			

中津川市地域防災計画「共通予防対策編」 新旧対照表 (R8.3 改訂案)

頁	旧	新	改正理由
17	<p>県は、土地開発による県土の乱開発を未然に防止し災害を予防するため、その事業者に対し、事業の実施について適切な指導に努める。</p> <p>また、盛土等の規制について、総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を明確化し、併せて許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的に開催するものとする。</p> <p>県は、<u>盛土等による災害防止に向けた総点検等</u></p> <p>_____を踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の<u>是正指導</u></p> <p>_____を行うものとする。また、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>イ 略</p>	<p>県は、土地開発による県土の乱開発を未然に防止し災害を予防するため、その事業者に対し、事業の実施について適切な指導に努める。</p> <p>また、盛土等の規制について、総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を明確化し、併せて許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的に開催するものとする。</p> <p>県は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。</u></p> <p>また、<u>これら</u>を踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに<u>監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するため必要な措置</u>を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>イ 略</p>	防災基本計画の修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
26	<p>第2項～第6項 略</p> <p>第7項 ため池防災、防災営農対策</p> <p>1 ため池等整備事業</p> <p>県及び市は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む）等が築造後の自然的・社会的状況変化による機能低下や老朽化による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、_____ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次実施するものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>第8項 略</p> <p>第9項 地盤の液状化対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 堤防の<u>液状化</u>対策</p> <p>強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には、地盤の液状化_____による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害等の複合災害を防ぐため、堤防の<u>耐震</u>点検及び<u>液状化</u>対策等を適切かつ優先的に行うものとする。</p> <p>5 略</p> <p>第10項 略</p> <p>第3節 避難対策</p> <p>第1項 避難対策</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>前文略</p> <p>市計画に名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・_____公表_____、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成_____した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市に報告するものとする。市は、必要に応じて訓練内容に係る助言・勧告を行うものとする。</p> <p>後文略</p> <p>2 略</p> <p>3 避難場所・避難所</p>	<p>第2項～第6項 略</p> <p>第7項 ため池防災、防災営農対策</p> <p>1 ため池等整備事業</p> <p>県及び市は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む）等が築造後の自然的・社会的状況変化による機能低下や老朽化による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、<u>地震・豪雨耐性評価を実施し</u>、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次実施するものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>第8項 略</p> <p>第9項 地盤の液状化対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 堤防の<u>耐震</u>対策</p> <p>強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には、地盤の液状化<u>現象等</u>による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害等の複合災害を防ぐため、堤防の_____点検及び<u>耐震</u>対策等を適切かつ優先的に行うものとする。</p> <p>5 略</p> <p>第10項 略</p> <p>第3節 避難対策</p> <p>第2項 避難対策</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>前文略</p> <p>市計画に名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画<u>を作成又は変更し</u>、<u>公表するとともに</u>、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成<u>又は変更</u>した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市に報告するものとする。市は、必要に応じて訓練内容に係る助言・勧告を行うものとする。</p> <p>後文略</p> <p>2 略</p> <p>3 避難場所・避難所</p>	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 語句の修正
29			
31			防災基本計画の修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正

中津川市地域防災計画「共通予防対策編」 新旧対照表（R8.3 改訂案）

頁	旧	新	改正理由
3 2	<p>市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル、ホームページ等を活用することに加え、アプリケーション等の有効な手段の整備を検討するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>後文略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。</p> <p>市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p>	<p>市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受け入れ方法</u>等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル、ホームページ等を活用することに加え、アプリケーション等の有効な手段の整備を検討するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>後文略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。</p> <p>市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p>	防災基本計画の修正
3 3	<p>県及び市は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、<u>非常用電源、再生可能エネルギーの活用</u>を含めた非常用発電設備、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備や活用のほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。</p> <p>また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。</p> <p>後文略</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) 避難所開設・運営マニュアルの策定</p> <p>市は、指定避難所の運営を確立するため、<u>地域の防災リーダーや自主防災組織と連携し、避難予定者、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所開設・運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする</u>。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>後文略</p> <p>(6) 略</p>	<p>県及び市は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、<u>貯水槽・給水タンク、非常用電源、再生可能エネルギーの活用</u>を含めた非常用発電設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備や活用のほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。</p> <p>また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。</p> <p>後文略</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) 避難所開設・運営マニュアルの策定</p> <p>市は、指定避難所の運営を確立するため、「<u>岐阜県避難所運営ガイドライン</u>」の内容も踏まえ、<u>地域の防災リーダーや自主防災組織と連携し、避難予定者、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を含む</u>避難所開設・運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>後文略</p> <p>(6) 略</p>	防災基本計画の修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
3 4	<p>4 略</p> <p>5 行政区域を越えた広域避難</p> <p>県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手</p>	<p>4 略</p> <p>5 行政区域を越えた広域避難</p> <p>県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手</p>	防災基本計画の修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正

中津川市地域防災計画「共通予防対策編」 新旧対照表 (R8.3 改訂案)

頁	旧	新	改正理由
3 5	<p>順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努めるものとする。</p> <p>県及び市は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。</p> <p>市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>県及び市は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>県及び市は、国の協力を得て、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</p> <p>6 略</p> <p>7 避難所以外への避難者への対応</p> <p>車中泊を含めて避難所以外へ避難する住民の安否や居場所、健康状態、必要な支援についての情報を、自主防災会等の協力を得て、早期に把握・確認する体制の構築に努めるとともに、災害時には物資の配布や医療支援を行う。</p> <p>車中泊避難者の「エコノミークラス症候群」発症を防ぐため、予防法を知らせるチラシの配布やテントなどの支援施設・設備等の確保を進める。</p> <p>車中泊やテントなどでの避難者に対応するため、各避難所に専用のスペースを確保するなどの対策を図る。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努めるものとする。<u>加えて、市外からの避難者や観光客の受入を想定した避難対策を検討するものとする。</u></p> <p>県及び市は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。</p> <p>市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>県及び市は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>県及び市は、国の協力を得て、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</p> <p>6 略</p> <p>7 避難所以外への避難者への対応</p> <p>車中泊を含めて避難所以外へ避難する住民の安否や居場所、健康状態、必要な支援についての情報を、自主防災会等の協力を得て、早期に把握・確認する体制の構築に努めるとともに、災害時には物資の配布や医療支援を行う。</p> <p>車中泊避難者の「エコノミークラス症候群」発症を防ぐため、予防法を知らせるチラシの配布やテントなどの支援施設・設備等の確保を進める。</p> <p>車中泊やテントなどでの避難者に対応するため、各避難所に専用のスペースを確保するなどの対策を図る。</p> <p><u>また、保健師、福祉関係者、N P O等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組みを円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p>	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
3 6	<p>8 略</p> <p>9 感染症の自宅療養者等の避難</p> <p>県の保健所は、<u>感染症の</u>自宅療養者等の被災に備えて、<u>平常時</u>から、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>8 略</p> <p>9 感染症の自宅療養者等の避難</p> <p>県の保健所は、<u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における</u>自宅療養者等の被災に備えて、<u>災害発生前</u>から、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p><u>これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u></p>	防災基本計画の修正
3 7	<p>10～12 略</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>10～12 略</p> <p><u>1.3 デジタル技術を活用した被災者支援</u></p> <p>県及び市は、被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組みについて、国の動向も踏まえつつ、導入に向けた調査・研究に努めるものとする。</p> <p>県及び市は、指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」等を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するものとする。また、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、市民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を推進するものとする。加えて、国が構築している「クラウド型被災者支援システム」など、被災者支援に資するシステムの調査・研究に努めるものとする。</p>	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
3 8	<p>第2項 要配慮者・避難行動要支援者対策</p>	<p>第2項 要配慮者・避難行動要支援者対策</p>	

中津川市地域防災計画「共通予防対策編」 新旧対照表 (R8.3 改訂案)

頁	旧	新	改正理由
42	<p>1～2 略</p> <p>3 施設、設備等の整備</p> <p>ア～エ 略</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>4 略</p> <p>5 外国人対策の推進</p> <p>災害に対する知識が乏しく、地理に不案内で、かつ、日本語の理解も十分でない外国人に対しては、平常時から 多様な言語及び手段・経路を通じての基礎的防災情報の提供を行い、防災知識の普及を図るとともに、 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布やインターネット、ソーシャルメディアなど多様な手段を用いた、 多言語による災害情報等の提供に努める。また、外国人の受け入れ研修等を行い、災害時の円滑な対応を図る。<u>(新規)</u></p> <p>第3項 略</p> <p>第4節 危機管理対策</p> <p>第1項 略</p> <p>第2項 広域応援体制・官民連携体制の整備</p> <p>1～4 略</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>1～2 略</p> <p>3 施設、設備等の整備</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 二次避難の検討</p> <p>県及び市は、二次避難を行うべき場合やその対象者を整理し、被災者を受け入れ可能なホテル・旅館等の確保に努めるものとする。また、バスなど被災者の移送手段を確保し、二次避難についての被災者の意向を把握するよう努める。</p> <p>さらに、被災者の希望を踏まえたホテル・旅館等のマッチング、ホテル・旅館等への移送、二次避難先での継続的な支援等についても検討するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 外国人対策の推進</p> <p>災害に対する知識が乏しく、地理に不案内で、かつ、日本語の理解も十分でない外国人に対しては、平常時から <u>やさしい日本語</u>や多様な言語及び手段・経路を通じての基礎的防災情報の提供を行い、防災知識の普及を図るとともに、<u>やさしい日本語</u>や多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布やインターネット、ソーシャルメディアなど多様な手段を用いた、<u>やさしい日本語</u>や多言語による災害情報等の提供に努める。また、外国人の受け入れ研修等を行い、災害時の円滑な対応を図る。さらに、<u>外国人防災リーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化の推進に努める。</u></p> <p>第3項 略</p> <p>第4節 危機管理対策</p> <p>第1項 略</p> <p>第2項 広域応援体制・官民連携体制の整備</p> <p>1～4 略</p> <p>5 受援体制の整備</p> <p>県及び市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、応援職員等の執務スペースの確保、応援職員の効率的な配置や役割の明確化を図り、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、宿泊施設の確保に向けた民間施設等との協定の締結を進めるものとする。加えて、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</p>	<p>震災対策の見直し・県強制化計画に伴う修正</p> <p>外国人対策の見直しに伴う修正</p> <p>震災対策の見直し・県強制化計画に伴う修正</p>
50	<p>第3項 防災通信設備等の整備</p> <p>1～4 略</p> <p>5 非常時の通信体制の整備</p> <p>県、市及び防災関係機関は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努めるものとする。</p> <p>※非常通信（電波法第52条）</p> <p>地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。</p>	<p>第3項 防災通信設備等の整備</p> <p>1～4 略</p> <p>5 非常時の通信体制の整備</p> <p>県、市及び防災関係機関は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努めるものとする。</p> <p>※非常通信（電波法第52条）</p> <p>地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>震災対策の見直し・県強制化計画に伴う修正</p>

中津川市地域防災計画「共通予防対策編」 新旧対照表 (R8.3 改訂案)

頁	旧	新	改正理由
5 1	<p><u>(新規)</u></p> <p>6 略</p> <p>7 その他通信網</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>8 ~ 10 略</p> <p>第4項 医療・救助・救護体制の確立</p> <p>1 ~ 3 略</p> <p>4 県の体制</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害医療コーディネートチームの設置 県は、災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、災害医療コーディネートチームを設置する。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言及び支援を行う。</p> <p>(3) ~ (5) 略</p> <p>5 ~ 6 略</p> <p>第5項 緊急輸送等の確立</p> <p>1 ~ 2 略</p> <p>3 緊急輸送道路の指定及び整備 県は、県内の道路を災害発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から区分して緊急輸送道路に指定しネットワークを構築する。緊急輸送道路は、代替性を考慮したネットワークを構築するとともに、広域農道等、道路種別に関係なく有効なネットワークを指定する。</p> <p>また、緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、<u>整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備</u>や橋梁耐震対策、斜面対策等を進めていくものとする。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 緊急通行車両の周知・普及 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための申出があつたときは、災害発生前においても、当該車両に対して緊急通行車両標章が交付されることから、民間事業者等に周知を行うとともに、自らも事前の申出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</p> <p>第6項 防災訓練 本文 災害時において、市計画に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平常時から地域の災害リスクに基づいた防災訓練を積極的かつ継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度な</p>	<p>県、市及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。</p> <p>6 略</p> <p>7 その他通信網</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p><u>(4) 公共安全モバイルシステム</u> 平時は携帯電話として使用でき、災害発生時等には、機関の内部や、自機関と他機関との間で連絡・情報共有手段となる公共安全モバイルシステムを活用した情報収集体制の整備を図るものとする。</p> <p>8 ~ 10 略</p> <p>第4項 医療・救助・救護体制の確立</p> <p>1 ~ 3 略</p> <p>4 県の体制</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害医療コーディネートチームの設置 県は、災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、災害医療コーディネートチームを設置する。</p> <p><u>県は、災害時の医療機関との連携強化のため、災害医療コーディネーターの養成を促進するものとする。</u></p> <p>災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言及び支援を行う。</p> <p>(3) ~ (5) 略</p> <p>5 ~ 6 略</p> <p>第5項 緊急輸送等の確立</p> <p>1 ~ 2 略</p> <p>3 緊急輸送道路の指定及び整備 県は、県内の道路を災害発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から区分して緊急輸送道路に指定しネットワークを構築する。緊急輸送道路は、代替性を考慮したネットワークを構築するとともに、広域農道等、道路種別に関係なく有効なネットワークを指定する。</p> <p>また、緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、<u>広域的な代替ルートとして機能する高速道路等の整備や、防災拠点への通行を確保する道路の整備、橋梁耐震・段差対策、斜面対策等を進めていくものとする。</u></p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 緊急通行車両の周知・普及 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができるについて、周知及び普及を図るものとする。</p> <p>第6項 防災訓練 本文 災害時において、市計画に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平常時から地域の災害リスクに基づいた防災訓練を積極的かつ継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度な</p>	<p>化計画に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>震災対策の見直し・県強制化計画に伴う修正</p> <p>震災対策の見直し・県強制化計画に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>震災対策の見直し・県強制化計画に伴う修正</p>
5 2			
5 4			
5 7			
5 8			

中津川市地域防災計画「共通予防対策編」 新旧対照表 (R8.3 改訂案)

頁	旧	新	改正理由
5 9	<p>ものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。<u>(新規)</u></p> <p>1 訓練方法 市、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者等は、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される災害の具体的な想定に基づいて、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、実地又は図上において、次の点に留意のうえ、それぞれの機関別あるいは合同して訓練を行う。 また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。<u>(新規)</u></p> <p>(1)～(6) 略 2～5 略 第7項～第8項 略</p> <p>第9項 応急住宅対策 1 供給体制の整備 市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、_____建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>2 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立 市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。また、<u>民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく</u>ものとする。</p> <p>第5節 必需物資の確保対策 1 備蓄の基本方針 (1)～(2) 略 (3) 県備蓄 県は、市町村の備蓄推進を支援するとともに、災害時に対応が困難となった市町村に対し支援をするため、緊急に必要となる物資、資機材の_____流通備蓄及び県下市町村や他都道府県等からの調達及び広域調整の体制整備に努める_____。 2～5 略</p> <p>6 6 6 物資支援 _____の事前準備 県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p>7 支援物資の輸送体制の整備</p>	<p>ものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。<u>また、山間部や河川の沿岸など、地域の特性を考慮し、発生可能性が高い複合災害を想定した訓練の実施に努めるものとする。</u></p> <p>1 訓練方法 市、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者等は、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される災害の具体的な想定に基づいて、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、実地又は図上において、次の点に留意のうえ、それぞれの機関別あるいは合同して訓練を行う。 また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。<u>あわせて、医療コンテナやトイレコンテナなど高付加価値コンテナやデジタル等新技術の活用など、災害対応上有効と認められるものの効果的な活用方法について訓練を通じて検討を進めるものとする。</u></p> <p>(1)～(6) 略 2～5 略 第7項～第8項 略</p> <p>第9項 応急住宅対策 1 供給体制の整備 市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、<u>必要戸数分の</u>建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。<u>また、用地ごとの災害リスク等の情報把握に努めるとともに、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるものとする。</u></p> <p>2 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立 市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。また、<u>災害時に円滑に提供できるようにするため、市町村や協定締結団体への災害救助法に基づく供与制度の周知と供給体制の強化を図る</u>ものとする。</p> <p>第5節 必需物資の確保対策 1 備蓄の基本方針 (1)～(2) 略 (3) 県備蓄 県は、市町村の備蓄推進を支援するとともに、災害時に対応が困難となった市町村に対し支援をするため、緊急に必要となる物資、資機材を<u>迅速に輸送・配分できるよう分散備蓄の充実を図るものとする。</u>また、流通備蓄及び県下市町村や他都道府県等からの調達及び広域調整の体制整備に努める<u>ものとする。</u></p> <p>2～5 略</p> <p>6 物資支援・<u>必要資機材</u>の事前準備 県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 <u>県は、水害・土砂災害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるようするため、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の強化や、道路啓閉等を目的とした道の駅等への備蓄コンテナの整備に努めるものとする。</u></p> <p>7 支援物資の輸送体制の整備</p>	<p>直し・県強靭化計画に伴う修正</p> <p>震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正</p> <p>震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正</p> <p>震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正</p> <p>震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正</p> <p>震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正</p> <p>震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正</p>
6 5			
6 7			
6 9			

中津川市地域防災計画「共通予防対策編」 新旧対照表 (R8.3 改訂案)

頁	旧	新	改正理由
	市は、県や民間物流事業者などと連携し、調達から避難所までの輸送システム構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施するものとする。	市は、県や民間物流事業者などと連携し、調達から避難所までの輸送システム構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施するものとする。 <u>また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正
7.2	第6節～第7節 略 第8節 災害防除に関する対策 第1項 水害予防対策 1 道路施設対策 道路管理者は、道路施設について、 <u>防災</u> 点検等により状況把握を行うものとする。防災対策を必要とする施設については、 <u>社会资本整備重点計画等に基づき</u> 緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、監視施設等の整備を図り、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。 <u>(新規)</u> 2～5 略 第2項 火災予防対策 1 火災予防の指導強化 (1) 地域住民に対する指導 市は、消防団、女性防火クラブ、少年消防クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、災害時における火災防止思想の普及を図るため次の指導を行う。 ア 火気使用器具の使用方法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> イ 初期消火の重要性の啓発、各家庭、事業所等での消火器、消火用水の準備とその使用方法 ウ 火災予防条例の周知、徹底 (2) 防火対象物の管理者等に対する指導 ア～ウ 略 <u>(新規)</u> エ 消防用設備の設置、整備点検とその使用方法 オ 消防対象物の予防査察の計画的な実施、火災発生危険の排除、火災予防対策の万全な指導 カ 建築基準法の規定に基づく消防同意制度の効果的な運用による建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底 (3) 略 2 略	第6節～第7節 略 第8節 災害防除に関する対策 第1項 水害予防対策 1 道路施設対策 道路管理者は、道路施設について、 <u>施設</u> 点検等により状況把握を行うものとする。防災対策を必要とする施設については、 <u>_____</u> 緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、監視施設等の整備を図り、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。 <u>また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u> 2～5 略 第2項 火災予防対策 1 火災予防の指導強化 (1) 地域住民に対する指導 市は、消防団、女性防火クラブ、少年消防クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、災害時における火災防止思想の普及を図るため次の指導を行う。 ア 火気使用器具の使用方法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓 イ <u>住宅用火災警報器の普及促進</u> ウ <u>感震ブレーカーの普及促進</u> エ 初期消火の重要性の啓発、各家庭、事業所等での消火器、消火用水の準備とその使用方法 オ 火災予防条例の周知、徹底 (2) 防火対象物の管理者等に対する指導 ア～ウ 略 エ <u>感震ブレーカーの導入推進</u> オ 消防用設備の設置、整備点検とその使用方法 カ 消防対象物の予防査察の計画的な実施、火災発生危険の排除、火災予防対策の万全な指導 キ 建築基準法の規定に基づく消防同意制度の効果的な運用による建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底 (3) 略 2 略	語句の修正 防災基本計画の修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
7.4	第3項 林野火災対策 1～2 略 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (1)～(2) 略 (3) 救助・救急、医療及び消火活動関係 ア 救助・救急活動関係 市及び県は、林野火災工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。 <u>(新規)</u> イ～ウ 略	第3項 林野火災対策 1～2 略 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (1)～(2) 略 (3) 救助・救急、医療及び消火活動関係 ア 救助・救急活動関係 市及び県は、林野火災工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。 <u>その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u> イ～ウ 略	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
7.7			防災基本計画の修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正

中津川市地域防災計画「共通予防対策編」 新旧対照表 (R8.3 改訂案)

頁	旧	新	改正理由
8 2	<p>(4) ~ (8) 略 4 略</p> <p>第4項 大規模な火事災害対策 1 略 2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (1) ~ (2) 略 (3) 救助・救急、医療及び消火活動関係 ア 救助・救急活動関係 市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。<u>(新規)</u></p> <p>イ 略 ウ 消火活動関係 (ア) 略 (イ) 市は、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備、<u>消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</u></p>	<p>(4) ~ (8) 略 4 略</p> <p>第4項 大規模な火事災害対策 1 略 2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (1) ~ (2) 略 (3) 救助・救急、医療及び消火活動関係 ア 救助・救急活動関係 市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。<u>その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u></p> <p>イ 略 ウ 消火活動関係 (ア) 略 (イ) 市は、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備、<u>大規模地震など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</u></p>	防災基本計画の修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
8 3	<p>(4) ~ (8) 略 3 略</p> <p>第5項 雪害対策 (1) ~ (2) 略 (3) 緊急輸送活動関係 県及び市は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所をあらかじめ把握しておくとともに、<u>融雪剤</u>の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の実情に応じて準備するよう努めるものとする。</p>	<p>(4) ~ (8) 略 3 略</p> <p>第5項 雪害対策 (1) ~ (2) 略 (3) 緊急輸送活動関係 県及び市は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所をあらかじめ把握しておくとともに、<u>凍結防止剤</u>の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の実情に応じて準備するよう努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正
8 5	<p>(4) 略</p> <p>第6項 危険物等保安対策 1~3 略 4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え ア~イ 略 ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係 a 救急・救助活動関係 県及び市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。<u>(新規)</u></p>	<p>(4) 略</p> <p>第6項 危険物等保安対策 1~3 略 4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え ア~イ 略 ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係 a 救急・救助活動関係 県及び市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。<u>その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u></p>	語句の修正
8 9	<p>b ~ c 略 エ~サ 略 5 略</p> <p>第7項~第9項 略</p> <p>第10項 航空災害対策 1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p>	<p>b ~ c 略 エ~サ 略 5 略</p> <p>第7項~第9項 略</p> <p>第10項 航空災害対策 1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p>	防災基本計画の修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正

中津川市地域防災計画「共通予防対策編」 新旧対照表 (R8.3 改訂案)

頁	旧	新	改正理由
98	<p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 捜索、救助・救急、医療及び消火活動関係 ア 消火救難及び救助・救急、消火活動関係 市及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、化学消火薬剤等の備蓄及び消火ポンプ自動車、化学消防車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。<u>(新規)</u></p> <p>イ～ウ 略</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>第11項 道路災害対策 1～2 略 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (1)～(2) 略 (3) 救助・救急、医療及び消火活動関係 ア 救助・救急活動関係 市及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。<u>(新規)</u></p> <p>イ～ウ 略</p> <p>(4)～(9) 略 4～5 略</p> <p>第12項 原子力災害対策 本文 原子力事業者の原子炉の運転等により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害については、本計画に定めるところによる。 なお、<u>新型コロナウイルス</u>感染症対策については、別に定める「原子力災害時における<u>新型コロナウイルス</u>感染症対策要領」等に基づき実施することとする。</p> <p>1～5 略</p> <p>第9節～第12節 略</p>	<p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 捜索、救助・救急、医療及び消火活動関係 ア 消火救難及び救助・救急、消火活動関係 市及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、化学消火薬剤等の備蓄及び消火ポンプ自動車、化学消防車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。<u>その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u></p> <p>イ～ウ 略</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>第11項 道路災害対策 1～2 略 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (1)～(2) 略 (3) 救助・救急、医療及び消火活動関係 ア 救助・救急活動関係 市及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。<u>その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u></p> <p>イ～ウ 略</p> <p>(4)～(9) 略 4～5 略</p> <p>第12項 原子力災害対策 本文 原子力事業者の原子炉の運転等により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害については、本計画に定めるところによる。 なお、<u>_____</u>感染症対策については、別に定める「原子力災害時における<u>_____</u>感染症対策要領」等に基づき実施することとする。</p> <p>1～5 略</p> <p>第9節～第12節 略</p>	防災基本計画の修正
100			防災基本計画の修正 震災対策の見直し・県強制化計画に伴う修正
102			原子力災害時における感染症対策要領の改正

中津川市地域防災計画「風水害等対策編」 新旧対照表 (R8.3 改訂案)

頁	旧	新	改正理由
24	<p>第1章 災害応急対策 第1節～第3節 略</p> <p>第4節 災害応援要請 1～4 略</p> <p>5 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策 県及び市は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。<u>(新規)</u></p> <p>第5節 略</p> <p>第6節 情報計画 第1項～第2項 略</p> <p>第3項 災害広報 1～3 略 4 被災者等への広報の配慮 県、市等は、文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮したわかりやすい情報伝達に努めるものとする。 また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うものとする。特に外国人に対しては、 <u>やさしい日本語や多言語による災害情報の発信に配慮するものとする。</u></p> <p>5～6 略</p> <p>第7節 り災者対策 第1項 略</p> <p>第2項 避難対策 1～9 略 10 避難所の開設及び収容保護 (1)～(6) 略 (7) 避難所の適切な運営管理 ア～エ 略 オ <u>食事供与の状況、排水経路を含めたトイレの設置状況等の把握に努め、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めること。</u> <u>また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮し、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、<u>必要な措置を講じること。</u></u></p> <p>カ～ク 略 ケ 長期の避難生活による精神的ストレス解消のため、被災者のこころのケアに努めること。 また、必要に応じ、<u>避難場所における家庭動物のためのスペースの確保</u></p>	<p>第1章 災害応急対策 第1節～第3節 略</p> <p>第4節 災害応援要請 1～4 略</p> <p>5 応援職員の派遣及び受入対策 県及び市は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。<u>また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u></p> <p>第5節 略</p> <p>第6節 情報計画 第1項～第2項 略</p> <p>第3項 災害広報 1～3 略 4 被災者等への広報の配慮 県、市等は、文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮したわかりやすい情報伝達に努めるものとする。 また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うものとする。特に外国人に対しては、 <u>やさしい日本語や多言語による災害情報の発信に配慮するものとする。</u></p> <p>5～6 略</p> <p>第7節 り災者対策 第1項 略</p> <p>第2項 避難対策 1～9 略 10 避難所の開設及び収容保護 (1)～(6) 略 (7) 避難所の適切な運営管理 ア～エ 略 オ <u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、排水経路を含めたトイレの設置状況等の把握に努め、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めること。<u>加えて、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。</u>また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮し、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じること。</u></u></p> <p>カ～ク 略 ケ 長期の避難生活による精神的ストレス解消のため、被災者のこころのケアに努めること。 また、必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から避難場所における家庭動物のためのスペースの確保</u></p>	防災基本計画の修正 震災対策の見直し・県強制化計画に伴う修正
67			外国人対策の見直しに伴う修正
83			防災基本計画の修正

中津川市地域防災計画「風水害等対策編」 新旧対照表 (R8.3 改訂案)

頁	旧	新	改正理由
100	<p>保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>コ 市は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者_____に 対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。<u>(新規)</u></p> <p>(8) ~ (9) 略 1 1 略</p> <p>第3項～第5項 略</p> <p>第6項 物資供給計画 1 ~ 7 略 8 物資の割当 (1) ~ (2) 略 (3) 注意事項 物資の割当ては、次の事項に注意して行うものとする。 なお、避難所における感染症拡大防止に必要な物資_____をはじめ、 夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど、避難所の実情を考慮するものとする。 ア～オ 略 9 ~ 1 2 略</p> <p>第7項 応急住宅対策 1 ~ 2 略 3 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の供与及び入居 (1) ~ (4) 略 (5) 応急仮設住宅の管理 応急仮設住宅は、市が管理する。市は、_____応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。また、女性_____を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。 ア 略 (6) ~ (7) 略 4 ~ 1 2 略</p> <p>第8項～第13項 略</p> <p>第14項 清掃計画 1 ~ 2 略 3 清掃方法 (1) ごみ処理 ア～イ 略</p>	<p>保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>コ 市は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者、<u>在宅避難者及び車中泊避難者</u>に 対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。<u>また、支援拠点や車中泊避難スペースが設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を提供すること</u> <u>とする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(8) ~ (9) 略 1 1 略</p> <p>第3項～第5項 略</p> <p>第6項 物資供給計画 1 ~ 7 略 8 物資の割当 (1) ~ (2) 略 (3) 注意事項 物資の割当ては、次の事項に注意して行うものとする。 なお、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資料をはじめ、 夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど、避難所の実情を考慮するものとする。 ア～オ 略 9 ~ 1 2 略</p> <p>第7項 応急住宅対策 1 ~ 2 略 3 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の供与及び入居 (1) ~ (4) 略 (5) 応急仮設住宅の管理 応急仮設住宅は、市が管理する。市は、<u>複合災害に備えるため、仮設住宅の入居者に対し避難場所、避難経路、ハザードマップ等の周知に努めるほか、</u>応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。また、女性<u>や子ども</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。 ア 略 (6) ~ (7) 略 4 ~ 1 2 略</p> <p>第8項～第13項 略</p> <p>第14項 清掃計画 1 ~ 2 略 3 清掃方法 (1) ごみ処理 ア～イ 略</p>	防災基本計画の修正 震災対策の見直しに伴う修正
105	<p>第7項 応急住宅対策 1 ~ 2 略 3 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の供与及び入居 (1) ~ (4) 略 (5) 応急仮設住宅の管理 応急仮設住宅は、市が管理する。市は、_____応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。また、女性_____を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p> <p>ア 略 (6) ~ (7) 略 4 ~ 1 2 略</p> <p>第8項～第13項 略</p> <p>第14項 清掃計画 1 ~ 2 略 3 清掃方法 (1) ごみ処理 ア～イ 略</p>	<p>第7項 応急住宅対策 1 ~ 2 略 3 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の供与及び入居 (1) ~ (4) 略 (5) 応急仮設住宅の管理 応急仮設住宅は、市が管理する。市は、<u>複合災害に備えるため、仮設住宅の入居者に対し避難場所、避難経路、ハザードマップ等の周知に努めるほか、</u>応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。また、女性<u>や子ども</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p> <p>ア 略 (6) ~ (7) 略 4 ~ 1 2 略</p> <p>第8項～第13項 略</p> <p>第14項 清掃計画 1 ~ 2 略 3 清掃方法 (1) ごみ処理 ア～イ 略</p>	震災対策の見直し・県強制化計画に伴う修正

中津川市地域防災計画「風水害等対策編」 新旧対照表 (R8.3 改訂案)

頁	旧	新	改正理由
136	<p>ウ ごみの処分 (ア) 略 (イ) 収容したごみについては、最終処分場不足も予想されることからリサイクル等による減量化施策を行い、その後の可燃物は、他の地域との連携による焼却施設処理を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは、埋立処分すること。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>後文略 (2) 略 (3) 災害廃棄物の処理 ア 発生への備え 適性かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場及び最終処分場の確保や運用方針、避難所ごみや仮設トイレのし尿等の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方や民間連携の促進等について、災害廃棄物処理基本計画に具体的に定めておく。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>イ 略 4~6 略</p>	<p>ウ ごみの処分 (ア) 略 (イ) 収容したごみについては、最終処分場不足も予想されることからリサイクル等による減量化施策を行い、その後の可燃物は、他の地域との連携による焼却施設処理を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは、埋立処分すること。</p> <p><u>また、災害発生時に河川に流出したごみは、適切に撤去・処分を行い、河川環境の保全を図るものとする。</u></p> <p>後文略 (2) 略 (3) 災害廃棄物の処理 ア 発生への備え 適性かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場及び最終処分場の確保や運用方針、避難所ごみや仮設トイレのし尿等の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方や民間連携の促進等について、災害廃棄物処理基本計画に具体的に定めておく。</p> <p><u>県及び市は「災害廃棄物処理計画」の実効性を確保するために必要となる演習及び研修を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図るものとする。</u></p> <p>イ 略 4~6 略</p>	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
137	<p>第15項 愛玩動物等の救援計画 1 被災地における動物の保護 市は、県、獣医師会等、関係団体及び動物愛護ボランティア等が行う飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等に協力する。</p> <p>2 動物の適正な飼養体制の確保 市は、<u>飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設の用地を、避難所の隣接地に確保するよう努める。</u>また、県及び関係団体等が行う、飼い主とともに避難した愛玩動物の適正飼養の指導や、動物の愛護及び生活環境の保全に協力するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>第16項～第17項 略</p> <p>第8節～第9節 略</p> <p>第10節 公共施設の応急対策 1 略 2 道路施設の応急対策 ア 略 イ 応援要請 道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去<u>路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。</u>が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施するものとする。</p> <p>3 河川施設の応急対策 県、市、その他の河川・ダムため池等の管理者は、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>第15項 家庭動物の救援計画 1 被災地における動物の保護 市は、県、獣医師会等、関係団体及び動物愛護ボランティア等が行う飼い主不明又は負傷した家庭動物の保護、収容、救護等に協力する。</p> <p>2 動物の適正な飼養体制の確保等 市は、<u>指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u>また、県及び関係団体等が行う、飼い主とともに避難した家庭動物の適正飼養の指導や、動物の愛護及び生活環境の保全に協力するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>第16項～第17項 略</p> <p>第8節～第9節 略</p> <p>第10節 公共施設の応急対策 1 略 2 道路施設の応急対策 ア 略 イ 応援要請 道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去<u>路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。</u>が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施するものとする。</p> <p>3 河川施設の応急対策 県、市、その他の河川・ダムため池等の管理者は、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努めるものとする。</p> <p><u>県は、大規模地震等により被災した堤防を迅速に応急復旧することができるようするため、盛土拠点の整備を図るものとする。</u></p>	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 防災基本計画の修正
139	<p>第16項～第17項 略</p> <p>第8節～第9節 略</p> <p>第10節 公共施設の応急対策 1 略 2 道路施設の応急対策 ア 略 イ 応援要請 道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去<u>路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。</u>が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施するものとする。</p> <p>3 河川施設の応急対策 県、市、その他の河川・ダムため池等の管理者は、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>第16項～第17項 略</p> <p>第8節～第9節 略</p> <p>第10節 公共施設の応急対策 1 略 2 道路施設の応急対策 ア 略 イ 応援要請 道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去<u>路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。</u>が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施するものとする。</p> <p>3 河川施設の応急対策 県、市、その他の河川・ダムため池等の管理者は、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努めるものとする。</p> <p><u>県は、大規模地震等により被災した堤防を迅速に応急復旧することができるようするため、盛土拠点の整備を図るものとする。</u></p>	防災基本計画の修正 防災基本計画の修正
163	<p>第10節 公共施設の応急対策 1 略 2 道路施設の応急対策 ア 略 イ 応援要請 道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去<u>路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。</u>が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施するものとする。</p> <p>3 河川施設の応急対策 県、市、その他の河川・ダムため池等の管理者は、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>第10節 公共施設の応急対策 1 略 2 道路施設の応急対策 ア 略 イ 応援要請 道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去<u>路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。</u>が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施するものとする。</p> <p>3 河川施設の応急対策 県、市、その他の河川・ダムため池等の管理者は、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努めるものとする。</p> <p><u>県は、大規模地震等により被災した堤防を迅速に応急復旧することができるようするため、盛土拠点の整備を図るものとする。</u></p>	防災基本計画の修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正

中津川市地域防災計画「風水害等対策編」 新旧対照表 (R8.3 改訂案)

頁	旧	新	改正理由
175	<p>4～8 略</p> <p>第11節 略</p> <p>第12節 大規模停電対策</p> <p>1 広報</p> <p>市及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやソーシャルメディア等により提供するものとする。</p> <p>また、情報提供は、<u>_____</u>多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。</p> <p>後文略</p> <p>2～4 略</p> <p>第2章 災害復旧</p> <p>第1節 復旧・復興体制の整備</p> <p>本文</p> <p>可能な限り迅速かつ円滑な被災地の復旧・復興を図ることを基本理念とし、県、市が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すものとする。</p> <p>被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。</p> <p>被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性、障がい者や高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。</p> <p>県及び市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度<u>を</u>活用するものとする。</p>	<p>4～8 略</p> <p>第11節 略</p> <p>第12節 大規模停電対策</p> <p>1 広報</p> <p>市及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやソーシャルメディア等により提供するものとする。</p> <p>また、情報提供は、<u>やさしい日本語や</u>多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。</p> <p>後文略</p> <p>2～4 略</p> <p>第2章 災害復旧</p> <p>第1節 復旧・復興体制の整備</p> <p>本文</p> <p>可能な限り迅速かつ円滑な被災地の復旧・復興を図ることを基本理念とし、県、市が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すものとする。</p> <p>被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。</p> <p>被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性、障がい者や高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。</p> <p>県及び市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度<u>の</u>活用<u>も含めて検討</u>するものとする。</p>	外国人対策の見直しに伴う修正
176	<p>1～3 略</p> <p>第2節～第3節 略</p> <p>第4節 被災者の生活確保</p> <p>1 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被災者への生活再建等の支援</p> <p>アヘキ <u>(新規)</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>第5節～第6節 略</p>	<p>1～3 略</p> <p>第2節～第3節 略</p> <p>第4節 被災者の生活確保</p> <p>1 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被災者への生活再建等の支援</p> <p>アヘキ <u>ク 災害ケースマネジメント</u> <u>県及び市は、災害ケースマネジメントによる被災者支援を円滑かつ迅速に実施するため、関係団体と連携構築に努めるものとする。また、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行い、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>第5節～第6節 略</p>	防災基本計画の修正
182			震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正

中津川市地域防災計画「地震対策編」 新旧対照表 (R8.3 改訂案)

頁	旧	新	改正理由
6	<p>第1章 地震災害応急対策</p> <p>第1節 応急体制</p> <p>第1項～第3項 略</p> <p>第4項 地震災害情報の収集・伝達</p> <p>1 地震情報の受理、伝達</p> <p>(1) 気象庁（岐阜地方気象台）の発表する地震情報等</p> <p>　　気象庁（岐阜地方気象台）は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合は「震源・震度情報」、「長周期地震動に関する観測情報（長周期地震動階級1以上を観測した場合）」、震度3以上を観測した場合は「震度速報」、「震源に関する情報」（津波警報または津波注意報を発表した場合は除く）、震度5弱以上を観測した場合は「推計震度分布図」、顕著な地震の震源要素更新や地震が多発した場合等は「その他の情報」を発表・伝達する。</p> <p>　　後文略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第5項 略</p> <p>第2節 緊急活動</p> <p>第1項 略</p> <p>第2項 消防対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 負傷者等の救出及び救護</p> <p>(1) 消防本部による救出・救護活動</p> <p>　　ア 救出活動</p> <p>　　(ア) 略</p> <p>　　(イ) 救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、建設業協会、管工事協同組合等の協力を得て、大型建設機械の導入を図る。<u>（新規）</u></p> <p>　　イ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>第3項～第10項 略</p> <p>第11項 大規模停電対策</p> <p>1 広報</p> <p>　　市及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやソーシャルメディア等により提供するものとする。</p> <p>　　また、情報提供は、_____多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。</p> <p>　　後文略</p> <p>2～4 略</p> <p>第3節 略</p> <p>第2章 略</p>	<p>第1章 地震災害応急対策</p> <p>第1節 応急体制</p> <p>第1項～第3項 略</p> <p>第4項 地震災害情報の収集・伝達</p> <p>1 地震情報の受理、伝達</p> <p>(1) 気象庁（岐阜地方気象台）の発表する地震情報等</p> <p>　　気象庁（岐阜地方気象台）は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合は「震源・震度情報」、「長周期地震動に関する観測情報」（長周期地震動階級1以上を観測した場合）、震度3以上を観測した場合は「震度速報」、「震源に関する情報」（津波警報または津波注意報を発表した場合は除く）、震度5弱以上を観測した場合は「推計震度分布図」、顕著な地震の震源要素更新や地震が多発した場合等は「その他の情報」を発表・伝達する。</p> <p>　　後文略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第5項 略</p> <p>第2節 緊急活動</p> <p>第1項 略</p> <p>第2項 消防対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 負傷者等の救出及び救護</p> <p>(1) 消防本部による救出・救護活動</p> <p>　　ア 救出活動</p> <p>　　(ア) 略</p> <p>　　(イ) 救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、建設業協会、管工事協同組合等の協力を得て、大型建設機械の導入を図る。<u>救助を行う警察又は消防その他これに準ずる機関は、生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、要救助者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合、電気通信事業者に対して位置情報の取得を要請し、救出救助に活用するものとする。</u></p> <p>　　イ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>第3項～第10項 略</p> <p>第11項 大規模停電対策</p> <p>1 広報</p> <p>　　市及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやソーシャルメディア等により提供するものとする。</p> <p>　　また、情報提供は、<u>やさしい日本語や</u>多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。</p> <p>　　後文略</p> <p>2～4 略</p> <p>第3節 略</p> <p>第2章 略</p>	語句の修正
9			消防庁防災業務計画の修正
22			外国人対策の見直しに伴う修正

中津川市地域防災計画「地震対策編」 新旧対照表 (R8.3 改訂案)

頁	旧	新	改正理由																																																																																																
	<p>第3章 東海地震に関する事前対策 第1節～第2節 略</p> <p>第3節 地震防災応急対策要員の参集 第1項 略 第2項 防災関係機関等協力体制 1～3 略 4 他機関に対する応援要請 ・上下水道機関間の協定</p>	<p>第3章 東海地震に関する事前対策 第1節～第2節 略</p> <p>第3節 地震防災応急対策要員の参集 第1項 略 第2項 防災関係機関等協力体制 1～3 略 4 他機関に対する応援要請 ・上下水道機関間の協定</p>																																																																																																	
4 7	<table border="1"> <thead> <tr> <th>協定等の名称</th><th>締結・施行年月日</th><th>締結機関</th><th>協定内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本水道協会中部地方支部 災害時相互応援に関する協定</td><td>締結施行 平成20年2月7日</td><td>日本水道協会 中部支部・愛知県支部・三重県支部・静岡県支部・岐阜県支部・福井県支部・石川県支部・富山県支部・長野県支部・新潟県支部</td><td>応急給水・応急復旧・応急復旧用資機材の提供・工事業者の斡旋・その他特に要請した事項</td></tr> <tr> <td>岐阜県水道災害相互応援協定</td><td>締結施行 平成9年4月1日</td><td>県内の水道事業を行う市町村及び県営水道用水供給事業者</td><td>応急給水・応急復旧・給水用資機材、応急復旧用資機材等の貸与又は提供</td></tr> <tr> <td>災害時における応急復旧の応援に関する協定</td><td>締結施行 平成15年1月24日</td><td>岐阜県・岐阜県管設備工業協同組合</td><td>応急復旧作業</td></tr> <tr> <td>岐阜県下水道施設災害時の応援に関するルール</td><td>締結施行 平成15年11月1日</td><td>県内全市町村</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地に関する情報収集と調査 ・応援資機材等の確保・提供 ・中部ブロック応援本部との連絡調整 ・応援資機材の搬送等の手配 ・その他応援に必要な事項 </td></tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>5 略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第4節～第6節 略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第4章 略</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	協定等の名称	締結・施行年月日	締結機関	協定内容	日本水道協会中部地方支部 災害時相互応援に関する協定	締結施行 平成20年2月7日	日本水道協会 中部支部・愛知県支部・三重県支部・静岡県支部・岐阜県支部・福井県支部・石川県支部・富山県支部・長野県支部・新潟県支部	応急給水・応急復旧・応急復旧用資機材の提供・工事業者の斡旋・その他特に要請した事項	岐阜県水道災害相互応援協定	締結施行 平成9年4月1日	県内の水道事業を行う市町村及び県営水道用水供給事業者	応急給水・応急復旧・給水用資機材、応急復旧用資機材等の貸与又は提供	災害時における応急復旧の応援に関する協定	締結施行 平成15年1月24日	岐阜県・岐阜県管設備工業協同組合	応急復旧作業	岐阜県下水道施設災害時の応援に関するルール	締結施行 平成15年11月1日	県内全市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地に関する情報収集と調査 ・応援資機材等の確保・提供 ・中部ブロック応援本部との連絡調整 ・応援資機材の搬送等の手配 ・その他応援に必要な事項 	<u>(新規)</u>				5 略				第4節～第6節 略				第4章 略				<table border="1"> <thead> <tr> <th>協定等の名称</th><th>締結・施行年月日</th><th>締結機関</th><th>協定内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本水道協会中部地方支部 災害時相互応援に関する協定</td><td>締結施行 平成20年2月7日</td><td>日本水道協会 中部支部・愛知県支部・三重県支部・静岡県支部・岐阜県支部・福井県支部・石川県支部・富山県支部・長野県支部・新潟県支部</td><td>応急給水・応急復旧・応急復旧用資機材の提供・工事業者の斡旋・その他特に要請した事項</td></tr> <tr> <td>岐阜県水道災害相互応援協定</td><td>締結施行 平成9年4月1日</td><td>県内の水道事業を行う市町村及び県営水道用水供給事業者</td><td>応急給水・応急復旧・給水用資機材、応急復旧用資機材等の貸与又は提供</td></tr> <tr> <td>災害時における応急復旧の応援に関する協定</td><td>締結施行 平成15年1月24日</td><td>岐阜県・岐阜県管設備工業協同組合</td><td>応急復旧作業</td></tr> <tr> <td>岐阜県下水道施設災害時の応援に関するルール</td><td>締結施行 平成15年11月1日</td><td>県内全市町村</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地に関する情報収集と調査 ・応援資機材等の確保・提供 ・中部ブロック応援本部との連絡調整 ・応援資機材の搬送等の手配 ・その他応援に必要な事項 </td></tr> <tr> <td><u>岐阜県・日本下水道事業団 災害支援協定</u></td><td><u>締結施行 令和6年2月1日</u></td><td><u>岐阜県・日本下水道事業団・県内市町村</u></td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害状況確認のための現地調査 ・災害報告に必要な資料の作成 ・下水道施設が復旧するまでの暫定的な簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置、その他の維持又は修繕に関する工事 ・災害査定に必要な踏査図書や関係資料の作成及び災害査定への立会 ・前各号に掲げる災害支援に附帯する支援 </td></tr> <tr> <td><u>災害時における下水道等管路施設の復旧支援協力に関する協定</u></td><td><u>締結施行 令和6年2月1日</u></td><td><u>岐阜県・日本下水道管路管理業者協会・県内40市町村</u></td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した管路施設の応急復旧のため必要な巡回・点検・調査・清掃・修繕 </td></tr> <tr> <td><u>災害時における下水道施設等の技術支援協力に関する協定</u></td><td><u>締結施行 令和6年2月1日</u></td><td><u>岐阜県・全国上下水道コンサルタント協会 支部・県内40市町村</u></td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した下水道施設等の復旧のため必要な巡回・点検・調査・清掃・修繕 </td></tr> <tr> <td><u>災害時における下水道施設等の災害支援協力に関する協定</u></td><td><u>締結施行 令和6年2月1日</u></td><td><u>岐阜県・岐阜県環境整備事業協同組合・県内40市町村</u></td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した下水道施設等の復旧のため必要な巡回・点検・調査・清掃・修繕 </td></tr> <tr> <td>5 略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第4節～第6節 略</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第4章 略</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	協定等の名称	締結・施行年月日	締結機関	協定内容	日本水道協会中部地方支部 災害時相互応援に関する協定	締結施行 平成20年2月7日	日本水道協会 中部支部・愛知県支部・三重県支部・静岡県支部・岐阜県支部・福井県支部・石川県支部・富山県支部・長野県支部・新潟県支部	応急給水・応急復旧・応急復旧用資機材の提供・工事業者の斡旋・その他特に要請した事項	岐阜県水道災害相互応援協定	締結施行 平成9年4月1日	県内の水道事業を行う市町村及び県営水道用水供給事業者	応急給水・応急復旧・給水用資機材、応急復旧用資機材等の貸与又は提供	災害時における応急復旧の応援に関する協定	締結施行 平成15年1月24日	岐阜県・岐阜県管設備工業協同組合	応急復旧作業	岐阜県下水道施設災害時の応援に関するルール	締結施行 平成15年11月1日	県内全市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地に関する情報収集と調査 ・応援資機材等の確保・提供 ・中部ブロック応援本部との連絡調整 ・応援資機材の搬送等の手配 ・その他応援に必要な事項 	<u>岐阜県・日本下水道事業団 災害支援協定</u>	<u>締結施行 令和6年2月1日</u>	<u>岐阜県・日本下水道事業団・県内市町村</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況確認のための現地調査 ・災害報告に必要な資料の作成 ・下水道施設が復旧するまでの暫定的な簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置、その他の維持又は修繕に関する工事 ・災害査定に必要な踏査図書や関係資料の作成及び災害査定への立会 ・前各号に掲げる災害支援に附帯する支援 	<u>災害時における下水道等管路施設の復旧支援協力に関する協定</u>	<u>締結施行 令和6年2月1日</u>	<u>岐阜県・日本下水道管路管理業者協会・県内40市町村</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した管路施設の応急復旧のため必要な巡回・点検・調査・清掃・修繕 	<u>災害時における下水道施設等の技術支援協力に関する協定</u>	<u>締結施行 令和6年2月1日</u>	<u>岐阜県・全国上下水道コンサルタント協会 支部・県内40市町村</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した下水道施設等の復旧のため必要な巡回・点検・調査・清掃・修繕 	<u>災害時における下水道施設等の災害支援協力に関する協定</u>	<u>締結施行 令和6年2月1日</u>	<u>岐阜県・岐阜県環境整備事業協同組合・県内40市町村</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した下水道施設等の復旧のため必要な巡回・点検・調査・清掃・修繕 	5 略				第4節～第6節 略				第4章 略				協定締結による修正												
協定等の名称	締結・施行年月日	締結機関	協定内容																																																																																																
日本水道協会中部地方支部 災害時相互応援に関する協定	締結施行 平成20年2月7日	日本水道協会 中部支部・愛知県支部・三重県支部・静岡県支部・岐阜県支部・福井県支部・石川県支部・富山県支部・長野県支部・新潟県支部	応急給水・応急復旧・応急復旧用資機材の提供・工事業者の斡旋・その他特に要請した事項																																																																																																
岐阜県水道災害相互応援協定	締結施行 平成9年4月1日	県内の水道事業を行う市町村及び県営水道用水供給事業者	応急給水・応急復旧・給水用資機材、応急復旧用資機材等の貸与又は提供																																																																																																
災害時における応急復旧の応援に関する協定	締結施行 平成15年1月24日	岐阜県・岐阜県管設備工業協同組合	応急復旧作業																																																																																																
岐阜県下水道施設災害時の応援に関するルール	締結施行 平成15年11月1日	県内全市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地に関する情報収集と調査 ・応援資機材等の確保・提供 ・中部ブロック応援本部との連絡調整 ・応援資機材の搬送等の手配 ・その他応援に必要な事項 																																																																																																
<u>(新規)</u>																																																																																																			
<u>(新規)</u>																																																																																																			
<u>(新規)</u>																																																																																																			
<u>(新規)</u>																																																																																																			
5 略																																																																																																			
第4節～第6節 略																																																																																																			
第4章 略																																																																																																			
協定等の名称	締結・施行年月日	締結機関	協定内容																																																																																																
日本水道協会中部地方支部 災害時相互応援に関する協定	締結施行 平成20年2月7日	日本水道協会 中部支部・愛知県支部・三重県支部・静岡県支部・岐阜県支部・福井県支部・石川県支部・富山県支部・長野県支部・新潟県支部	応急給水・応急復旧・応急復旧用資機材の提供・工事業者の斡旋・その他特に要請した事項																																																																																																
岐阜県水道災害相互応援協定	締結施行 平成9年4月1日	県内の水道事業を行う市町村及び県営水道用水供給事業者	応急給水・応急復旧・給水用資機材、応急復旧用資機材等の貸与又は提供																																																																																																
災害時における応急復旧の応援に関する協定	締結施行 平成15年1月24日	岐阜県・岐阜県管設備工業協同組合	応急復旧作業																																																																																																
岐阜県下水道施設災害時の応援に関するルール	締結施行 平成15年11月1日	県内全市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地に関する情報収集と調査 ・応援資機材等の確保・提供 ・中部ブロック応援本部との連絡調整 ・応援資機材の搬送等の手配 ・その他応援に必要な事項 																																																																																																
<u>岐阜県・日本下水道事業団 災害支援協定</u>	<u>締結施行 令和6年2月1日</u>	<u>岐阜県・日本下水道事業団・県内市町村</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況確認のための現地調査 ・災害報告に必要な資料の作成 ・下水道施設が復旧するまでの暫定的な簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置、その他の維持又は修繕に関する工事 ・災害査定に必要な踏査図書や関係資料の作成及び災害査定への立会 ・前各号に掲げる災害支援に附帯する支援 																																																																																																
<u>災害時における下水道等管路施設の復旧支援協力に関する協定</u>	<u>締結施行 令和6年2月1日</u>	<u>岐阜県・日本下水道管路管理業者協会・県内40市町村</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した管路施設の応急復旧のため必要な巡回・点検・調査・清掃・修繕 																																																																																																
<u>災害時における下水道施設等の技術支援協力に関する協定</u>	<u>締結施行 令和6年2月1日</u>	<u>岐阜県・全国上下水道コンサルタント協会 支部・県内40市町村</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した下水道施設等の復旧のため必要な巡回・点検・調査・清掃・修繕 																																																																																																
<u>災害時における下水道施設等の災害支援協力に関する協定</u>	<u>締結施行 令和6年2月1日</u>	<u>岐阜県・岐阜県環境整備事業協同組合・県内40市町村</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した下水道施設等の復旧のため必要な巡回・点検・調査・清掃・修繕 																																																																																																
5 略																																																																																																			
第4節～第6節 略																																																																																																			
第4章 略																																																																																																			

中津川市地域防災計画「事故災害対策編」 新旧対照表 (R8.3 改訂案)

頁	旧	新	改正理由
16	<p>第1章 事故災害対策（災害応急対策） 第1節～第4節 略</p> <p>第5節 原子力災害対策 原子力事業者の原子炉の運転等により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害に対する災害応急対策について定める。 なお、感染症対策については、別に定める「原子力災害時における<u>新型コロナウイルス</u>感染症対策要領」等に基づき実施することとする。 1～8 略</p> <p>第6節～第7節 略</p>	<p>第1章 事故災害対策（災害応急対策） 第1節～第4節 略</p> <p>第5節 原子力災害対策 原子力事業者の原子炉の運転等により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害に対する災害応急対策について定める。 なお、感染症対策については、別に定める「原子力災害時における_____感染症対策要領」等に基づき実施することとする。 1～8 略</p> <p>第6節～第7節 略</p>	原子力災害時における感染症対策要領の改正